

別紙

諮問第1792号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定において不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「結果通知日が令和〇年〇月〇日である住民監査請求案件についての、(1)監査不実施とする東京都側決裁、(2)結果通知をする東京都側決裁、のいずれか1以上に該当する決裁に係る、決裁文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都監査委員が令和6年7月26日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、請求に係る公文書は条例7条2号、3号及び6号に該当し、不開示とする本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年11月11日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年3月5日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月18日（第262回第一部会）及び同年12月23日（第263回第一部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並び

に実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 住民監査請求について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）242条に定める住民監査
請求は、普通地方公共団体の住民が、監査委員に対し、監査及び必要な措置を講じ
よう求める制度であり、当該普通地方公共団体の財政面の適正な運営を確保し、
住民全体の利益を守ることを目的としている。

都においては、監査を行い、請求に理由がないと認められた請求の内容及び結果
（法242条5項）並びに請求に理由があると認められた請求の内容及び結果（同項）
並びに同項による監査を実施しないこととした請求の結果については、公開及び公
表をしているが、陳述において傍聴を認めた場合を除いて、要件審査から証拠の提
出や陳述の機会の付与等の監査の過程は非公開としている。

イ 本件各対象公文書の不開示決定通知書への記載について

実施機関は、本件不開示決定において請求に係る公文書として本件各対象公文書
を特定し、不開示の判断を行ったと説明するが、本件不開示決定通知書において、
その特定した公文書の件名は記載されていない。

審査請求人は審査請求書において、開示決定等をすべき行政庁として、開示請求
に沿った特定の結果としてどの公文書を特定したのかということが開示請求者側に
伝えられることは重要であるが、これがなされていないとして異議を述べている。

これに対し、実施機関は、住民監査請求があった場合における事務手続について
は、適切かつ円滑な手続を確保するため公にしておらず、住民監査請求の事務手続
に係る公文書を特定すると、手続の過程が明らかになり、将来の監査に係る事務の
適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、本件不開示決定通知書の公文書の
件名欄に、開示請求書に記載された事項を転記したことは適正かつ妥当であると説
明する。

また、審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件開示請求に対す
る対象公文書は、住民監査請求について、処理方針を決定し、それを請求人へ通知

する起案文書（以下「本件対象公文書1」という。）及びその処理結果を関係局宛てに通知する起案文書（以下「本件対象公文書2」という。）の2件であるとのことであった。

この点を踏まえ、審査会で検討したところ、東京都情報公開事務取扱要綱（平成11年12月27日付11政都情第389号）第3、5は、決定通知書の公文書の件名欄には、公文書の文書番号及び件名を記入することと定めており、さらに、本件開示請求は、住民監査請求の監査不実施の決裁文書又は結果通知の決裁文書であるところ、住民監査請求結果については、実施機関ホームページで公表されていることから、本件各対象公文書の件名を明記することで、実施機関の主張するような住民監査請求の事務手続の過程が明らかになり、将来の監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、実施機関は本件開示請求に対する決定に当たり、本件各対象公文書の件名等を決定通知書に記載すべきである。

ウ 本件不開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、請求に係る公文書について、条例7条2号により、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、同条3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの、及び同条6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるものとして、本件不開示決定を行った。

さらに、実施機関は、請求に係る公文書には、住民監査請求に係る要件審査等の内容の記載があるところ、監査事務の内容を含む監査の実施方針に関する情報が開示されると、公表が予定されていない要件審査の内容や監査の実施に係る手法等が明らかとなり、都の住民監査請求に係る監査への対応についての手がかりを与えることとなるほか、監査対象局等が資料提供等を躊躇するなどにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

これに対し、審査請求人は、公文書開示請求があったとき、不開示理由が開示請

求者側に伝えられることは重要であるが、本件不開示決定通知書では、特に条例7条6号について、公にすることで、どういったシナリオによって事務の適正な遂行に支障を及ぼすのかということが示されておらず、また同条2号についても、公文書の情報のうち、どの情報が「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」に当たるのかが示されていないと主張する。

審査会が、これらを踏まえ検討するに、仮に、実施機関の説明するように、住民監査請求に係る要件審査の内容等が開示されると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしても、このことをもって決定経緯の分かる起案用紙を含む文書全体を不開示とする理由はなく、条例7条各号に該当する部分のみを不開示とすべきである。

そこで、審査会では、本件各対象公文書について、別表1に掲げる本件不開示情報のとおり区分の上、それぞれの不開示妥当性について、判断する。

(ア) 本件不開示情報1から3までの不開示妥当性について

a 本件不開示情報1について

本件不開示情報1は、本件各対象公文書のうち、起案用紙及び電子決定する際の文書総合管理システムから出力される管理票である。

審査会が見分したところ、本件不開示情報1は、事案の件名や文書属性及び事案の決定に関わる職員名の記載があるところ、条例7条各号に規定する不開示情報には該当せず、開示すべきである。

b 本件不開示情報2について

本件不開示情報2は、本件対象公文書1に含まれる審議資料である。

審査会が見分したところ、本件不開示情報2のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、監査の審議に関するものであり、これを公にすることにより関係者から協力を得られなくなるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例7条6号に該当する。さらに、同審議資料に含まれる個人名及

び法人の名称は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報若しくは事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであることから、条例7条2号又は同条3号に該当する。

しかしながら、本件不開示情報2のうち、別表2に掲げる部分については、実施機関ホームページに掲載されている請求事案の受付日や請求の要旨のほか、単なる項目名等であることから、条例7条2号、3号及び6号に該当しない。

よって、本件不開示情報2のうち、別表2に掲げる部分については条例7条2号、3号及び6号に該当せず、開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

c 本件不開示情報3について

本件不開示情報3は、本件各対象公文書のうち、住民監査請求結果の請求人又は関係局への通知文案である。

審査会が見分したところ、本件不開示情報3のうち、住民監査請求結果の請求人の名称を除く部分は実施機関ホームページに掲載されている監査結果本文と同様であること、及び関係局への通知文であることが認められ、条例7条2号、3号及び6号に該当しない。

ただし、請求人の名称は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は法人等に関する情報若しくは事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるものと認められることから、条例7条2号又は同条3号に該当する。

よって、本件不開示情報3のうち、別表2に掲げる部分については条例7条2号、3号及び6号に該当せず、開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件不開示情報

本件対象 公文書	本件不開示情報	
1	1	起案用紙、文書総合管理システムから出力される管理票
	2	審議資料
	3	住民監査請求結果の請求人への通知文案
2	1	起案用紙、文書総合管理システムから出力される管理票
	3	住民監査請求結果の関係局への通知文案

別表2 開示すべき部分

本件対象 公文書	開示すべき部分	
1	本件不開示情報 1	1 枚目から 3 枚目
	本件不開示情報 2	4 枚目 2 行目から 7 行目まで、10 行目から 15 行目まで 10 枚目 7 行目、11 枚目 1 行目
	本件不開示情報 3	17 枚目 1 行目から 2 行目まで、5 行目から 20 枚目まで
2	本件不開示情報 1	1 枚目及び 2 枚目
	本件不開示情報 3	3 枚目、4 枚目 1 行目から 2 行目まで、5 行目から 7 枚目まで